

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年7月7日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第69号

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例
国営土地改良事業負担金条例（昭和45年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後					
別表（第3条、第4条関係）						別表（第3条、第4条関係）					
事業名		徴収率	支払期間		利率	事業名		徴収率	支払期間		利率
			据置期間	徴収期間					据置期間	徴収期間	
略						略					
国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）		略				国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）		略			
国営農地開発事業伊万里地区	農用地造成	<u>100分の40</u>	<u>3年</u>	<u>12年</u>	<u>年5分</u>						
	区画整理	<u>100分の39.8</u>	<u>3年</u>	<u>12年</u>	<u>年5分</u>						
国営代行干拓事業福富地区		<u>100分の100</u>	<u>3年</u>	<u>22年</u>	<u>年6分</u>						
国営直轄干拓事業有明地区（福富工区）		<u>100分の100</u>	<u>3年</u>	<u>22年</u>	<u>年6分</u>						
備考 略						備考 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。